

主な事項の目次

①	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P.3
②	年度更新手続のしかた	P.4
③	申告書作成までの流れ	P.6
④	石綿（アスベスト）健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について	P.7
⑤	一括有期事業報告書（建設の事業）の書き方	P.8
⑥	一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.10
⑦	建設の事業の申告書の書き方・記入例	P.12
⑧	林業の事業の申告書の書き方・記入例	P.14
⑨	確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当する場合）の記入例	P.16
	記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例	P.17
	記入例 2 一般拠出金のみ充当した場合の例	P.18
	記入例 3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例	P.19
	記入例 4 今年度元請工事を行わなかったが、概算保険料の次年度繰越しを 希望する場合	P.20
	記入例 5 充当後還付額が出る場合	P.21
	記入例 6 事業を廃止した場合の例	P.22
⑩	還付請求する場合について	P.26
⑪	その他の注意事項	P.27
	一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率表	P.29
⑫	法人番号の記入について	P.30
⑬	一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント	P.30
⑭	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等を変更した場合について	P.31
⑮	電子申請による年度更新手続について	P.31
⑯	労災保険率適用事業細目表	P.32
⑰	有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表	P.34
⑱	年度更新手続はパソコンから行うことができます!!	P.35
⑲	口座振替について	P.38
⑳	年度更新よくある質問	P.39

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細は裏表紙をご覧ください。